



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ロンドン聖マルティヌス大教会と国王行政（中）
Author(s)	東出, 功
Citation	北海道大學文學部紀要, 36(2), 51-99
Issue Date	1988-03-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33525
Type	departmental bulletin paper
File Information	36(2)_PL51-99.pdf



ロンドン聖マルティヌス大教会と国王行政

(中)

東 出 功

[IV]

本稿(上)の末尾では、次の3点の確認がなされている。

第1点。国王が聖職者官僚の給養財源として利用しえたのは、いわゆる「王立自由礼拝所」の聖職禄だけではない。

第2点。しかし「王立自由礼拝所」の聖職禄は、国王が排他的的人事権を行使しえた点においてとりわけ有効な財源たりえた。

第3点。SMGの特異性は、他の「王立自由礼拝所」との比較において検証されなくてはならない〔その検証は本稿(下)でなされる〕。

ここで“SMG”とは、College of St Martin-le-Grandの省略表記である。以下の各節でも同じ表記法によるが、注ではこれを“SMGL”と略記した。最後の“L”は“London”を示す。

この節ならびに次節以下では、SMGの歴代の参事会長 dean について、国王行政に対する関与の実態を可能な限り具体的に検証したい。しかし筆者の手もとの史料は大半がヘンリ3世以降のもので¹⁾、それ以前については M. Reddan²⁾ や R. H. C. Davis³⁾ の論稿に大きく依存せざるをえなかった。

1) 主として歴代国王の *Calendar of Patent Rolls* (以下、C.P.R.) が用いられるが、ほかにも各種の *Calendar* が併用される。

2) M. Reddan, “The Collegiate Church of St. Martin le Grand,” *Victoria History of London*, vol. I, 1909.

3) R. H. C. Davis, “The College of St Martin-le-Grand and the Anarchy,

1135-54," *London Topographical Record*, vol. 23, 1974.

SMG の歴代参事会長の一覧表はレダンの論稿の末尾に収録されており、総数 51 名となっている。しかしデイヴィスはこのうちの 2 名の削除を提案しており、また筆者はさらに 3 名を削除すべきであると考えた。従って本稿では総数 46 名が検討の対象となる。削除すべき人物とその削除の理由とは、関連の項目で述べられる。なお参事会長の人名はすべてレダンに準拠して表記したが、任命あるいは交替の時期についてレダンの記述に賛同しえない部分もあり、筆者として可能な限り修正を加えておいた。

(1) Ingelric

◎ SMG 参事会長：1068(?)—bef. 1086

この初代会長については、すでに本稿第 1 節の末尾でも述べた。前出の勅許状 [A 3] によって 1068 年に SMG の初代参事会長に就任したものと推定されるが、消息が知られるのは [B 2] の史料すなわちおそらく 1069 年までであって、1086 年の Domesday 調査の時点ではもはや生存が確認されない。彼は “royal chaplain” すなわち国王直属の礼拝所司祭であり、エドワード証聖王からウィリアム征服王へ 2 代にわたって行政に参画したといわれり、またその任務のために SMG に関しては非常勤であったと推定される。参事会長としての聖職禄はいわば私有財産も同然であった、という²⁾。

1) Davis, *op. cit.*, p. 12; J. H. Round, *The Commune of London*, 1899, pp. 28-36.

2) Reddan, *op. cit.*, p. 555.

なおレダンは第 2 代参事会長として Geoffrey という人名をあげているが、この人物についてはレダン自身が疑問視しており、デイヴィスはこれを削除すべきである、と述べている¹⁾。史料の年代が誤解されたことにより、第 5 代参事会長ゴドフリに関する史料から「第 2 代参事会長ジェフリ」の虚像が描かれたに過ぎない、ということである。

1) *Ibid.*, p. 564. 「Geoffrey の名にはレダン嬢自身が疑問符を付記しているが、それだけでは過度に慎重というべきで、むしろ削除してよい。この人物が架空の存在であることは、現にレダン嬢自身によって証明されている。まず教皇アレクサンデル 3 世 (1159-81) の教勅がアレクサンデル 2 世 (1061-73) のものと誤解され、その結果 Godfrey と Geoffrey とが混同された。従って 2 代目の Geoffrey とは 5 代目の Godfrey de Lucy にほかならず、時代の誤認が 1 世紀の幅に及んでいる。」 Cf. Davis, *op. cit.*, p. 22.

(2) Fulcher

◎ SMG 参事会長: (?)—bef. 1102/03 (?)

レダンはこのフルチャを次のロジャの後任者として位置付けているが、デイヴィスは逆に前任者と見なしている¹⁾。彼と SMG との関連はわずか 1 点の史料から知られるだけで、しかもその史料の中では単に “Fulcher” としか表記されていない。デイヴィスはこの不完全な人名表記だけでは同定が困難であるとしながらも、同時代にフルチャという人物が存在したことを別の史料から指摘し、そのフルチャと参事会長フルチャとが同一人である可能性を示唆している。「ウィリアム赤顔王のもとにフルチャという名の礼拝所司祭がおり、しかも有力な人物であった。この人物は Ranulf Flambard と兄弟の関係にあり、国王の主要な官僚の一人として、兄弟そろって勤務していた。」²⁾ この同定が正しいとすれば、フルチャは 1103 年に死亡しており、その点からしてもロジャの後任者ではありえない。

1) “……sicut Rogerus episcopus Sar[esberiensis] decanus ejusdem ecclesie et Fulcher [us] inde saisiti fuerunt die qua fuer[unt] vivi et mortui…… (1141)” — *Regesta Regum Anglo-Normanorum*, III, p. 196. 第 4 代参事会長ヘンリに対して与えられた文書の一部である。「同教会 (SMG) 参事会長ロジャおよびフルチャの生存中ならびに死亡の時点と同一の占有条件で」と書かれている。フルチャが SMG 参事会長であったことを示す唯一の史料とされている。デイヴィスによればロジャの直接の後任者はヘンリであり、フルチャも参事会長であったとすれば、彼はロジャの前任者でしかありえない (Davis, *op. cit.*, p. 23.)

2) *Ibid.*, loc. cit. Flambard (bp of Durham, 1099-1128) は赤顔王の大法官 chancellor であったと推定され、さらに後日の大司法官 chief justiciar に匹敵す

る最高級の官僚である (*D.N.B.*)。 “……Luxouiensis episcopus……mortuus est, atque Fulcherius frater Flambardi eiusdem sedis presul……consecratus est. Hic pene illitteratus ad episcopatum procuratione fratris sui de curia raptus est……” (*M. Chibnall, ed., Historia Ecclesiastica*, 1975, vol. V, pp. 320-22.) Orderic Vitalis からの引用である。フルチャは Lisieux の司教に聖別され、その後死亡した。司教就任はフラムバードの推挙によるものとされている。ウィタリスの評価では、フルチャは「無学同然」の人物であった。フルチャの名はほかの史料にも散見される。① “T[este] R. episcopo per Fulch. capellanum (1096-1100)” —*Regesta.*, I, 139. ② “T[estibus] W. cancellario et Fulcone cap’ (1096-1100)” —*Ibid.*, p. 141. ① のフルチャは礼拝所司祭 capellanus であるが、司教 R. がフラムバードか否かは断定しがたい。この時期には同じ頭文字の司教が 3 名いたからである (Ralph, Chichester; Robert, Lincoln; Robert, Chester)。また ② の文書ではフルチャと大法官との連署が見られる。大法官との連署という点だけからすれば、上記の司教 R. はリンカン司教 Robert Bloet (大法官 1092 年) の可能性もある。

(3) Roger (bishop of Salisbury, 1102-39)

◎ SMG 参事会長: 1102/03(?)—1139

仮にデイヴィスの推定が正しいとすれば、SMG の参事会長職はフルチャの司教就任 (1102 年) あるいは死亡 (1103 年) の時点で空席になったものと考えられる。またロジャがその直後に参事会長に就任したとすれば、それはソールズベリ司教就任とほぼ同時になり、司教・参事会長の双方の在任期間がほぼ完全に重複する。ロジャが国王行政の分野で最高級の官僚であったことは、あらためて詳説するまでもない。司教就任の直前すなわち 1101 年から翌年にかけて、彼はヘンリ 1 世のもとで大法官として勤務した。1120 年代 (おそらく 1123-26 年) の史料では “sub domino nostro rege Henrico regni Anglie procurator” と書かれており、この「王国の管理者」とは後日の王国大司法官 chief justiciar に相当する役職と考えられている¹⁾。要するにロジャは、国王の官僚として最高位をきわめたことになる。なお司教としても参事会長としても、いずれも非常勤であったかとおもわれる。

1) Powicke & Fryde, ed., *Handbook of British Chronology*, 2nd. ed.,

1961, p. 69.

(4) **Henry de Blois** (bishop of Winchester, 1129-71)

◎ SMG 参事会長: 1139-1171

この人物についても多言を要しない。国王スティーヴンの実弟であり、1126年にはグラストンベリー修道院長に、その3年後にはウィンチェスタ司教に就任した。また SMG 参事会長職を獲得する直前には教皇特使 papal legate に任命されている。デイヴィスの評言によれば、ヘンリは当時のまさに「国王製造人」ともいうべき実力者であった¹⁾。彼は参事会長在任期間を通じて修道院長・司教の職に留まっており、むしろ参事会長をも兼任した、というべきであろう。彼もまた前任者ロジャと同様にいわゆる「複数聖職兼任者 pluralist」であった²⁾。

レダンは次に William son of Count Teobald の名をあげているが、デイヴィスはこの人物が SMG 参事会長に就任した可能性について否定的である³⁾。筆者もまたデイヴィスの見解を適切なものと考えて、このウィリアムを SMG 参事会長の一覧表から削除した。

1) Davis, *op. cit.*, p. 23. Cf. *D.N.B.*

2) 手もとの史料・文献だけでは各時期の一般の参事会員について人名を確認しえないが、1158年の時点における参事会員だけはデイヴィスの論稿に列举されており、そのうち少なくとも下記の人物については国王との直接の関係が想定される。

○Richard de Montacute: “apparently a chaplain or clerk to the Queen Matilda towards the end of the reign.” (Davis, *op. cit.*, p. 20.)

○Robert de Cornevilla: “……in c. 1148 in *Chronicon Monasterii de Bello* as one of the king’s clerks. He is presumably to be identified with the ‘Robert de Corneivilla’ who was a canon of SMG.” (*Regesta*, III, xii.)

○Robert de Limesi: “……had been a royal clerk and was raised to the bishopric of Coventry in 1085” (A. L. Poole, *From Domesday Book to Magna Carta*, 2nd ed., 1955, p. 167.)

○Robert de Boulogne: “Si Robertus de Bolon[ia] clericus meus pot[est] monstrare quod Ricardus pater suus tenuerit (*sic*), terram Flieta……” (*Regesta*, III, 198.)

○Master Bernard de Boulogne: “Robert……and his brother Bernard were

given leave of absence from the college at the request of the king.”
(Davis, *op. cit.*, loc. cit.)

これらの想定がすべて事実とすれば、当時の SMG の参事会員 10 名中、参事会長ヘンリを含めて少なくとも 6 名が国王直属の身分に属していたことになる。

3) 「彼はブロワのヘンリの甥であり, William of the White Hands (Guillaume aux blanches Mains) という名でも知られ, 最終的にはフランス聖界の要職を歴任した …… 彼と SMG との関係を示唆するものとしては 1159 年あるいは 1160 年の書簡があり, その中で彼は参事会員に対して, 国王ならびにブロワのヘンリから参事会長職の候補者に推薦されたことを伝えている。しかし彼がその時点までに参事会員から選挙されたこともなく, 国王から直任されたこともなかった。」
(Davis, *op. cit.*, pp. 22 f.)

(5) Godfrey de Lucy

◎ SMG 参事会長: 1171—1189

父は王国大司法官 Richard de Lucy [Luci] であり, その関係で早くから国王の家政に奉仕した (*familiaris regis*)。1171 年に SMG 参事会長に就任し, その後さまざまな聖職禄を与えられ 1189 年にはリチャード 1 世によってウィンチェスタ司教に指名された。それに先立って 1179 年には Trent 川・Mersey 川以北の巡回裁判官に任命され, 外交分野にも起用されている¹⁾。司教就任後に SMG 参事会長の職を離れており, その点ではロジャやヘンリと異なっている。1179 年の第 3 回ラテラノ公会議において聖職禄の重複 *cumulatio beneficiorum* すなわち “pluralism” の禁止が議決されている。この決定がイギリスの司教職にも適用され始めたということであろうか。

1) *D.N.B.*

(6) William de Ste Mère l'Eglise

◎ SMG 参事会長: 1189—1199

人名に付記されている地名 “Ste Mère l'Eglise” はノルマンディにあり, そこにはノルマンディ公の直轄地つまり王領があった。王領の出身者が国王の宮廷に勤務する事例は当時からすでに増大傾向にあり, この

人物もその一人と推定される。彼はヘンリ2世のもとですでに宮廷財務室に勤務しており、“clericus camerae (chamber clerk)”の職名を帯びていたという。さらにリチャード1世のもとで各種の要職を歴任し、また相次いで聖職禄の加贈を受けた。1189年には国王から SMG 参事会長職を与えられ、1199年にロンドン司教に就任するまでその職に留まっている¹⁾。

1) *D.N.B.*; Tout, *Chapters in the Administrative History of Mediaeval England*, I, 117, n. 2.

(7) Richard Briger

◎ SMG 参事会長: 29 June 1199—bef. 1211(?)

ロジャからウィリアムまでの4名がいずれも *D.N.B.* に記載されるほどの著名な人物であったのに対して、このリチャードについては情報が乏しい。しかし彼もまた国王直属の聖職者であることが知られる。

[E1] “Johannes …… rex …… Richardo Briger’ dilecto et fidelis clerico nostro decanatum ecclesie sancti Martini ciuitatis Londonie cum donatione prebendarum et ecclesiarum et omnibus aliis libertatibus suis: …… quod predictus Ricardus dilectus et fidelis clericus noster …… (29 June 1199)”¹⁾

筆者はすでに機会あるごとに “kings’s clerks” という国王直属の聖職者群について述べてきた²⁾。この文面に見られる “dilectus fidelis clericus noster (our beloved faithful clerk)” とは国王直属身分の聖職者のいわば定型表現にほかならない。なおこのリチャードは前任者ウィリアムと同様に、国王の随行者の経歴をもつものとおもわれる。

[E2] ① “Present: W. de Ste Mère Eglise, J. archdeacon of Norwich, R., B. and J. king’s chaplains, W. de l’Etang (25 Mar. 1196, L’ile d’Andely)” ② “Present: H. archd. of Canterbury …… J. archd. of Norwich …… Richard Briwerre …… W. de l’Etang

(7 April 1196, L'iled'Andely)"³⁾

これは、フランスの L'ile d'Andely (Eure) で発給された2通の勅許状の証人の記載である。①ではウィリアムが筆頭署名者になっている。②の中の“Briwerre”が後の SMG 参事会長“Briger”であるとすれば、彼もまた国王に随行して同地にいたことになる⁴⁾。

1) L. Landon, ed., *The Cartae Antiquae Rolls 1-10*, Publications of the Pipe Roll Society, n.s. vol. 17, 1939, p. 115.

2) 本稿(上)《はじめに》1頁注1)。

3) L. Landon, *The Itinerary of Richard I*, Pubs. of the Pipe Roll Soc., n.s. vol. 13, 1935, p. 111.

4) 前出 *Cartae* の編者は“Briger…… See Briwerre”としている(p. 158)。なお次の2点の記述は、①②の3年前の書簡の要旨である。③“…… he [Richard I] writes to the archbp. of Rouen and the justiciars [royal justices], William Marshall, Geoffrey fitz Peter, Hugh Bardolf and William Briwerre, urging the immediate election of Hubert Walter to the see of Canterbury (30 Mar. 1193, Speyer)” ④“He writes also to the prior of Canterbury and the convent to proceed to the election of an archbishop with the advice of the queen and William de Ste Mère Eglise (the same)” —[*Itinerar.*, p. 74. この③の William Briwerre は Briewere [-uere] とともに Briegwerr などとも書かれる(*Calendar of Charter Rolls*, III, 419)。現代表記の Brewer あるいは Briwer に対応する。③における William Brewer と問題の Richard Briger [Brewer?] との関係は不明であるが、いずれにせこのウィリアムは、④のウィリアム(SMG 参事会長)と同日に同じシュバイアで国王から同じ用件を託されていることが知られる。

(8) Geoffrey de Boclande

◎ SMG 参事会長: bef. 1211 (?)—14 Sept. 1225

この人物には大法官や財務府長官の経歴もなく、また司教に昇任することもなかったが、*D.N.B.* にその名を留めている。それによればジョンの治世当初から財務府 *exchequer* と関係をもち、また後には巡回裁判官として Hereford 州を担当したこともある。聖職者としてはまず1200年に Norwich 司教管区内の Norfolk 所管司教補佐となりほかに聖職禄

をえた。SMGの参事会長職に関しては1216年3月25日付けの文書で確認されるということであるが¹⁾、レダンは1211年にすでにそれが確認されると考えている²⁾。なおこの人物については、ほかに次の文書の存在を指摘しておきたい。この文書は*D.N.B.*では考慮されていない。

[E 3] “Rex vicecomiti Hertfordie, salutem. Sciatis quod constituimus comitem R. de Ver, Galfridum de Bocland …… justiciarios nostros itinerantes per comitatem tuum (17 Nov. 1220)” —*C.P.R.*, 1216-25, p. 271.

伯 Robert de Vere (Oxford 伯) 以下5名が国王からハーファド州の巡回裁判官に任命された。5名中の2番目にジェフリの名が見受けられる。

[E 4] “Archiepiscopus Eboracensis reddidit in garderoba domini regis …… per manum Galfridi de Bocland, clerici sui …… (29 Mar. 1225)” —*Ibid.*, p. 517.

このジェフリがSMG参事会長自身であるとすれば、この時点までその生存が確認され、しかも彼は“clericus suus (regis)” すなわち “king’s clerk” と明記されている。

[E 5] “…… dilecto clerico nostro L. capellano, decano Lichefeld, decanatum Sancti Martini, London. …… vacantem per mortem Galfridi de Bocland quodam decani ejusdem ecclesie …… (14 Sept. 1225)” —*Ibid.*, p. 550.

この時点すなわちほぼ半年後にジェフリはすでに「故参事会長」であり、その死亡によってSMG参事会長職が‘L.’を与えられている。*D.N.B.*によればジェフリは1231年2月までに死亡しており、また1225年9月14日にはWalter de Maitlandという人物がその後継者に任命されたと述べている²⁾。仮に[E 5]が正しいとすればジェフリの死亡はこの任命以前であり、しかもその後継者はウォールタではなくて、リチフィールドの聖堂参事会長‘L.’であると考えざるをえない。

-
- 1) *D.N.B.*
 - 2) Reddan, *op. cit.* 564.
 - 3) *Ibid.*
-

* * * * *

ここで初代から第8代までの SMG 参事会長について、一応の総括を述べておきたい。SMG に関する最初の確実な史料は、本稿第1節で指摘したように1068年の勅許状である。その中では、“procurator et custos” すなわち後日の参事会長に相当する資産管理者の互選が指示された([A 3])。第8代ジェフリは、上記[E 5]の文面によれば1225年9月14日以前に死亡している。このほぼ1世紀半の期間については、史料が相対的に乏しいのみならず文言に不明確な点が多く、人物の同定が概して困難であった。

しかしそのような制約のもとですら、8名中5名は *D.N.B.* に収録されるほどの著名人であり(第3, 4, 5, 6, 8代——以下数字のみで示す)、国王行政の分野での活動が顕著である。ロジャ(3)やヘンリ(4)は、この分野でまさに最高位の要人であった。他の3名についても、俗界でいえば国王の直属封臣に相当する地位が推定あるいは確認された。

他方、SMG 参事会長としてのインゲルリク(1)やフルチャ(2)のばあいには人名の表記それ自体があまりにも簡略で、ほかの史料の同名の人物との同定が困難であった。勅許状[A 1]のインゲルリクには Eirardus あるいは Girard という弟あるいは兄の存在が知られるほかに出身地・家門・役職などの補助的な情報がない。従って別な史料[B 1][B 2]の「司祭インゲルリク」との間にはいずれも聖職者であることのほかに同定の媒介項がない。しかし人名表記が簡略であるということ自体からして、逆に同一人物の可能性が強いといえるのではないか。もし別人であるとすれば、記録の担当者は両者の混同を避け識別を容易にするために、何らかの補助的な情報を付記したであろう。フルチャについてもや

はり同様に考えられる。参事会長フルチャとウィリアム2世配下の有力司祭フルチャとが同一人物であるからこそ、記録の担当者は補助的な情報を付記する必要性を感じなかった、とはいえないか。

リチャード(7)は[E1]から明らかな通り、国王直属の聖職者であった。また“Briger ↔ Briewerr ↔ Briwerre”という表記の互換がありうるとすれば、[E2]の文面からして彼はSMG参事会長就任以前に国王に随行しフランスに滞在していたとの推定も可能になる。いずれにせよ8名中5名までについて国王行政の分野での活動が顕著であり、その事実から逆に残りの3名に関してもやはりその分野で相応の地位か実績かをもっていた、と考えるべきではないか。この3名だけが例外であるとは考えがたい。

聖職との関連でいえば、ロジャ(3)ならびにヘンリ(4)は現職司教のままでSMG参事会長職を兼任した。ゴドフリ(5)およびウィリアム(6)は、SMG参事会長から司教に昇格した。いいかえるとこの両者は、いずれも結果として司教候補者であった。フルチャ(2)は後日フランスでLisieux司教の職をえた同名の人物と同一人の可能性がある。彼もまた司教候補者級の有力聖職者であった、ということではないか。要するに後に「王立自由礼拝所」と呼ばれるSMGは、発足の当初から有力な官僚聖職者の給養財源あるいは給養財源の一部として有効に活用された、とみなすべきであろう。

第9代以降の参事会長については、史料が次第に豊富にしかも詳細になるので、推測に依存するところが少なくなる。

[V]

以下のSMG参事会長に関しては、とりわけ国王のもとでの主要な官職と主要な聖職とに注目しながら、順をおって概観しよう。

(9) **Luke** (Lucas)

◎ SMG 参事会長：14 Sept. 1225—1229

○ 納戸庁 treasurer of the king: 1225—28

◎ 大司教 Dublin: 1228/30—1255

この人物は前出の史料 [E5] では単に頭文字だけで書かれていたが、それでも補助的な情報として “dilectus clericus noster” すなわち “king’s clerk” (以下 KC あるいは kc) であること、またリチフィールド聖堂参事会長であることが付記されている。SMG 参事会長に就任した年月日も同じ史料から判明する。

[F1] ① “…… H. de Burgo justiciario Anglie …… Hugone Dispensario …… Luca capellano, decano Sancti Martini, London (22 Dec. 1226)” —*C.P.R.*, 1225-32, p. 104. ② “Cum dilectus Lucas decanus Sancti Martini Londonie unanimiter et canonice sit electus ad archiepiscopatum Dublinensem …… (2 Jan. 1229)” —*Ibid.*, p. 234.

これらの文書から第9代参事会長の名は “Lucas (Luke)” であることがわかる。① では王国大司法官 Hubert de Burgh および後の王国大司法官 Hugh le Despenser などと連署している。また② はこの参事会長ルークがダブリン大司教に選挙されたことを示している。さらに別な勅許状では “L. capellano, thesaurario domini regis” とともにまた “L. thesaurario, decano Sancti Martini, London”¹⁾ とともに表記されている。この “thesaurarius” とは一般に “exchequer” すなわち財務府の長官つまり “treasurer” を意味するものではあるが、彼は “thesaurarius regis (treasurer of the king)” であって “treasurer of the exchequer” ではない。タウトによれば前者は “treasurer of the household (国王家政の財務長官)” であり、後者の職は “national treasury (国家の財務長官職)” であった。またルークの官職はその実質からすれば “treasurer of the wardrobe (納戸庁の財務長官)” であり、あるいは “treasurer of the chamber (宮廷財務室の財務長官)” であった。いずれにせよ彼は当時の

納戸庁の最高責任者であって、納戸庁長官 *keeper of the wardrobe* をも統括する地位にあった²⁾。

1) *C.P.R.*, 1225-32, pp. 29, 164.

2) Tout, *op. cit.*, I, 195 f. この当時の財務府の長官には別に Eustace of Fauconberg (1217-28) が任命されており、納戸庁長官には Walter Brackley と Walter de Kirkeham との2名が任命されていた。後者ウォールタは第10代の SMG 参事会長である。なおこの当時には “chamber” と “wardrobe” とがほとんど同義語であった、という (*Ibid.*, p. 197, n. 6).

(10) **Walter de Kirkeham** (Kirkham)

◎ SMG参事会長: 10 Oct. 1229—18 April 1244

○ 納戸庁長官: 1224—29

◎ 聖堂参事会長 York: 1241—

◎ 司教 Durham: 1249—60

この人物も著名な官僚聖職者である。彼は賤民の出身であったが納戸庁に勤務して “specialis et familiaris noster (腹心の家政用人)” になったという¹⁾。

[F 2] ① “Walterus de Kirkeham, clericus, habet literas …… quod ipse eidem Waltero plenam saisinam habere faciat de decanatu ecclesie de Pencrich [Staffs], que est libera capella domini regis …… (1 Aug. 1226)” —*C.P.R.*, 1225-32, p. 56. ② “Walterus de Kirkeham habet literas de decanatu Sancti Martini Londonie, que vacat et ad donationem regis spectat (10 Oct. 1229)” —*Ibid.*, p. 274.

彼はすでにヨーク州にも聖職禄をもっていたが、①の文書によってスタッファド州内の Pencridge 教会の参事会長に任命された。この教会もまた “libera capella domini regis (king's free chapel)” すなわち「王立自由礼拝所」と明記されている。3年後には②によって別な王立自由礼拝所つまり SMG の参事会長職を与えられた。その後さらに 1241 年にヨーク大司教座の聖堂参事会長をも併任し²⁾、1249 年にはダラム司教

に就任する。タタウトによれば、先代のルークやウォールタの時代から、SMGの参事会長職は恒常的に納戸庁官僚に与えられ「13世紀・14世紀にはあたかも世襲的な権利として」彼らに帰属したという³⁾。この指摘がどの程度に適切であるかは、後段で具体的に吟味される。

1) *D.N.B.*

2) *Ibid.*

3) Tout, *op. cit.*, I, 195 f.

(11) Guy de Rossilian (Russillun)

◎ SMG 参事会長: 18 April 1244—28 Aug. 1254

この人物が KC であることは、次の ① ② から知られる。

- [F 3] ① “…… dilectos nobis Magistrum Petrum de Aqua Blanca, Artaldum de Sancto Romano …… Guydonem de Ruscillun …… Petrum Chaceporc …… clericos nostros …… (22 Feb. 1240)” —*Cal. of Close Rolls, 1237-42*, p. 176. ② “…… concedit rex ad instanciam clericorum suorum Guidonis de Russillon’ et Guidonis de Palude (27 Aug. 1246)” —*C.C.R., 1242-47*, p. 477. ③ “Grant to Guy de Russillun of the deanery of SMGL (18 April 1244)” —*C.P.R., 1232-47*, p. 423.

① は彼が SMG 参事会長に任命される以前のものであり、彼自身の官職の所属は不明であるが、文書中のほかの人物はいずれも納戸庁関係者であった¹⁾。そのことからして、彼もまた納戸庁に関係していたものとも考えられる²⁾。③ は SMG 参事会長への任命の辞令である。これによって前任者ウォールタは、司教昇格 (1249 年) の 5 年前にこのガイと交替していたことが知られる。

1) Peter de Aigueblanche [Aqua Blanca] (kp. of the wardrobe, 1240-41); Artaud de St Romain (do. 1255-57); Peter Chaceporc (do. 1241-54).

2) 末尾に “Per Gwidonem de Russilun (by G.R.)” と記載された刺許状があり、これは彼がその発給の実務主管者であったことを示している (*C.C.R., 1242-*

47, pp. 136, 141, 149)。同様の事例としては “Per P. episcopum Herefordensem” があり、これは Peter de Aigueblanche が納戸庁長官でありまたヘリファード司教でもあったことによる。しかし彼は、司教としてではなくてむしろ長官の職責においてこの文書発給事務を主管したものであろう (C.C.R., 1237-42, p. 300)。

(12) John de Ambilione (Amblion)

◎ SMG 参事会長 : 28 Aug. 1254—14 Sept. 1254

○ king's proctor at Rome :

◎ pope's chaplain :

第12代の参事会長については、次の通り複数の異なった情報があり、まずそれらの取捨選択が必要である。この頭書のジョンは、筆者の当面の選択を示したものに過ぎない。

(a) Hugh (Kempe/Reddan)

(b) Artaud de Saint-Romain (Tout)

(c) John de Ambilione

(d) Henry de Wengham

レダンはいのちの後継者を次のように示している。

“Hugh, appointed c. 1253 (?)”

これは A. J. Kempe の著書 (1825 年) にならったものであり、(?) は 1253 年という任命の年代に対する疑問を示している¹⁾。筆者にとっては、このヒュー (a) の任命が「1253 年」でありうるか否かではなくて、ヒューが SMG 参事会長であったという想定それ自体からして疑問である。また (b) はタウトの見解であり、この人物が 1254 年 9 月 4 日以前に SMG 参事会長になっていたという²⁾。アルタルドゥス (b) は上記の史料 [F 3] にも登場し、しかも納戸庁の関係者であった。

[F 4] “Collation of Ralph de Montibus to the prebend in the church of SMGL, with mandate to Artaud de Sancto

Romano to cause a stall to be assigned to him in the choir and a place in the chapter (4 Sept. 1254)” —*C.P.R.*, 1247-58, p. 327.

国王がレイフ（ラルフ）に SMG の聖職禄を与え、それに関連してアルタルドゥスにこの指令書が伝達された。「聖堂内陣と参事会会堂とに彼の指定席を用意せよ」というこの文言は、なるほど参事会長あての指令書に見られる定型表現である。タウトはこの文言からもアルタルドゥスを正規の参事会長と見なしたのではないか。

1) Reddan, *op. cit.*, p. 564, n. 200.

2) Tout, *op. cit.*, I, 279, n. 2. その所見の根拠としてタウトは *Roles Gascons*, i, 502. をあげている。

しかしタウトの解釈では、次の史料が考慮されていない。

[F 5] ① “Collation of J. de Ambilione to the deanery of SMGL …… mandate …… to the canons of the church to be obedient to him, as they were to G. de Russillon, sometime dean (28 Aug. 1254)” —*C.P.R.*, 1247-58, p. 325. ② “Grant to H. de Wengham of the deanery of SMGL, void through the death of J. de Ambilione to whom the king had given it on the death of G. de Russillon and mandate to the constable of the Tower of London …… to assign him [Henry] a stall and a place in the chapter (14 Sept. 1254)” —*Ibid.*, p. 330. ③ “…… G. de Russyllun, sometime dean of SMGL, died at Bordeaux while the king was there and in his will appointed as his executors …… and the bishop of Hereford (13 Jan. 1255)” —*Ibid.*, p. 394.

まず前任者ガイは、別の史料から 1244 年 2 月 12 日の時点でなおも生存が確認されている¹⁾。しかし ③ では国王のボルドー滞在中にそこで死亡したことになる。国王は 11 月 3 日の時点ではなおも同地に滞在しているが²⁾、① によればガイは 8 月 28 日の時点ですでに「旧参事会長」であった。新参事会長はジョン(c)である、と考えざるをえない。前出の [F 4] はその 1 週間後の 9 月 4 日に発給されている。タウトがい

うようにアルタルドゥス (b) が正規の新参事会長であるとすれば、わずか1週間で交替したことになる。しかもその10日後には②の勅許状によってヘンリ (d) が参事会長に任命されており、文面にはアルタルドゥスの名が見られない。短期間にせよ正規の参事会長であれば、何らかの形で言及されよう。彼は参事会長職の代行者に過ぎなかった、ということではないか³⁾。なおジョンは、同年2月12日付けの文書によれば教皇庁へ派遣されている⁴⁾。参事会長に任命された時点ですでに死亡していた可能性、いいかえるとボルドーでは死亡を確認していなかった、という可能性もある。筆者の結論としては、ガイの後継者はジョンであったが正式に着任せずに死亡し、ヘンリ (d) が事実上の後継者になった、ということである⁵⁾。

1) *C.P.R.*, 1247-58, p. 269.

2) *Ibid.*, p. 380.

3) タウトの典拠は *Roles Gascons* であり、*C.P.R.* に比較して信頼性において劣るとはいえないか。参事会長職が「ジョンの死亡によって空席になった void through the death of J.」という②の文言からしても、アルタルドゥスは単なる代行者に過ぎないものと見るべきであろう。

4) *Ibid.*, p. 269.

5) なお②ではロンドン塔長官に言及されており、新参事会長の受入れに関する指令がなされている ([F 4] 参照)。同種の記録はその後もしばしば見受けられる。

ほかにジョンについては、次の史料に注目しておきたい。

[F 6] “Signification to I [nnocent IV] the pope of the appointment of J. de Amblyon, dean of Monte St. Andrea in Savoy, papal chaplain, and Mr. N. de P., as the king’s proctors at Rome …… (12 June 1253)” —*C.P.R.*, 1247-58, p. 197. [Mr for Master 以下同様]

彼は KC であり¹⁾ しかも教皇直属の司祭 papal chaplain という立場にもあった。いわば複数の「封主」をもつ「封臣」でありその立場から教皇庁へ派遣され、イギリス国王の代理者の役割を帯びている。しかし納戸庁との職務上の関係は確認されず、せいぜい納戸庁関係者との人脈が

推定されるに過ぎない²⁾。

1) “Grant, to J. de Amblyon, kc, dean of Monte St Andrea in Savoy, papal chaplain, of 20 marks a year …… until the king provide for him in an ecclesiastical benefice of the value of 50 marks a year or more (13 June 1253)” —*C.P.R.*, 1247-58, p. 197. なおこの史料は、しかるべき聖職禄が与えられるまで年金が支給されることを述べている。

2) 彼の遺言の執行者としてはヘリファド司教も指名されており、当時の司教 Peter de Aigueblanche はかつて納戸庁長官であった (*C.P.R.*, 1247-58, p. 334)。そのことからして納戸庁との人脈が推定される。また同司教は前出ガイの遺言執行者でもある ([F 5] ③)。なおタウトの解釈の通り、アルタルドゥスが短期間にもせよ正規の参事会長であったとすれば、彼もまた納戸庁関係者であり翌年には納戸庁長官に任命されている。

(13) Henry de Wingham (Wingham)

◎ SMG 参事会長: 14 Sept. 1254—8/16 July 1262

○ 大法官: 1255—60

◎ 司教 London: 1259/60—62

この人物と国王行政との関係については多言を要しない。官僚としてはまずおそらく財務府に勤務し¹⁾、後にはむしろ大法官府との関係を深めて 1255 年には大法官に就任する。納戸庁の長官歴はもたない。前出 [F 5] ② から知られるように、1254 年 9 月に SMG 参事会長に任命され、1259 年にはロンドン司教に昇格し 1262 年 7 月 13 日に死亡する。ここでは次の史料に注目しておきたい。

[F 7] “Grant …… to H. [bishop] elect of London, that he shall keep the deaneries, dignities and all other ecclesiastical benefices underwritten which he had at the time of his promotion, so long as by the indulgence of the pope he can retain them …… (18 July 1259)” —*C.P.R.*, 1258-66, p. 31.

司教に昇格したが従来の聖職禄²⁾の占有継続を認める、ということである。複数聖職の重複占有に関する禁令については、すでに第 5 代参事会長の項目で述べた。しかしこの文面では教皇から “indulgentia (indul-

gence)” すなわち特別の許可をえて、複数聖職の重複占有を認められている。要するに特別の許可がありさえすれば、重複占有も不可能ではなかったということであり、ここに当時の禁令なるものの性格の一面がうかがわれる。かつて第3代ロジャ・第4代ヘンリにおいて見られたように、第13代ヘンリもまた司教在職のままで SMG 参事会長職やその他各種の聖職を兼任した。彼の聖職禄に関連して、次の史料にも言及しておきたい。参事会長に就任する以前のものである。

[F 8] “…… to provide for H. de Wengham, kc, who has not yet in benefices whereof to maintain him in the king's service, in one or more ecclesiastical benefices or prebends in Ireland, in the king's collation, to the amount of 200 *l.* rent (30 June 1253)” —*C.P.R.*, 1247-58, p. 204.

まず彼はこの時点においてすでに KC であり、しかも各地で聖職禄を与えられていた³⁾。しかしそれだけでは国王官僚としての勤務遂行に不十分であり、アイルランドでもしかるべき聖職禄を用意させよう、ということである。文面で国王の“collatio”のもとにある聖職禄とは、国王のパトロン権のもとにある聖職禄と同義であろう。年収 200 ポンド相当という指定がなされている。要するに総額 200 ポンドの加贈が主目的であり、そのためには複数の聖職禄からの収入を積算する形態も許容される、ということである。複数積算ということは、格式において低位の聖職禄も与えられる可能性を意味し、逆にいえば聖職禄の格式は問われていない。あるいは低位の聖職を兼任しても、その聖職者自身の威信が低下することはなかった、ということであろう。ここから聖職禄に対する当時の現実主義的な感覚の一端がうかがわれる。

1) *D.N.B.*

2) 「下記の聖職禄」としては、この文書の後段で次の6件が列挙されている。
“deanery of SMGL, with the collations of churches and predenbs pertaining thereto/deanery of Tetenhale [-hall] [diocese of Coventry and Lichfield], with the collation of prebends belonging thereto/church of A. [the

same]/church of W. [the same]/churches of K. and P. [d. of York]/church of G. [d. of Lincoln]” このうちで2番目の Tetenhall 教会もやはり王立自由礼拝所である。Cf. “Mandate to the deans, canons and chaplains in the king’s [free] chapels of Stafford, Bruges, Tethale [Tetenhall], Wulvrenhampton [Wolverhampton], Salopesbiry [Shrewsbury] and Pencriz [-kridge]” —*C.P.R.*, 1247–58, p. 371. ここでも王立自由礼拝所に言及されている。

3) 少なくとも次の4件が知られる。*C.P.R.*, 1232–47, p. 478; *C.P.R.*, 1247–58, pp. 4, 121, 169.

SMG 参事会の構成員の中に非常勤者が少なくないことはすでに述べた。次の史料は1256年6月の時点における参事会の構成に言及しているので、参考までに追記しておこう。

[F 9] “H. de Wengham, dean of the church SMGL, notifies to all persons that, whereas to treat of urgent business of his church he cited all the canons to appear in the chapter thereof on Monday before St Barnabas the Apostle [11 June] 1256 upon which day all sufficiently appearing, there only excepted being absent through contumacy, who living beyond seas have never presented themselves to the said church, Sir Simon de la Cope being also lawfully excused, and ratifying by express consent of the canons whatever to be done, it was ordained in the chapter, with no one contradicting (19 Feb. 1257)” —*C.P.R.*, 1247–58, p. 588.

参事会長ヘンリは、SMGの緊急課題を協議するために参事会員全員を招集した。招集日は前年6月11日の前の月曜日であった。4名を除いて全員が出席した。そのうち3名は海外居住者でこれまでSMGへ出頭したことがなく、欠席それ自体は参事会長命令に対する“contumacy(不服従)”に相当する。1名(サイモン)だけは欠席の事由が適法なものとして許容された。緊急課題¹⁾に関する対応策は、全会一致で決定された²⁾。この文面の骨子はほぼ以上の通りである。海外居住者の存在のみならず、参事会長と一般参事会員との権限関係や参事会の議決方式など、つまりSMG「憲法」の一端もうかがわれる。会議出席者は、参事会長を

含めて8名³⁾であった。要するに SMG 参事会のこの時点における定員は欠席者4名を含めて12名である。

1) 緊急課題とは、同教会の施設・設備に関する問題であり、その荒廃状況に対する改善命令がパトロンとしての国王からなされていた、ということである。“by the special order of the king and patron of the church” (*Ibid.*, loc. cit.)

2) 決定事項は前文と4項目からなり、“statute”と呼ばれている。「参事会員の協賛をえて参事会長が制定する the said dean, with the assent of the canons, ordained that ……」ということであるから、まさに参事会「制定法」である。前文では経費の負担区分・提出方式が明記され、それに続く4項目では補修箇所が具体的に明示されている。

3) (1) Thealdus, archdeacon of Liege; (2) Eustace de Morgys; (3) Wibert de Kancia; (4) Humbert de Asiciis; (5) Mr H. de Wengham; (6) Mr Thomas de Waltham; (7) Mr William de Ketene; (8) Mr Nicholas de Winchcombe. このうちヘンリ以外に少なくとも1名(3)は KC である (*Ibid.*, pp. 238, 263 et passim)。またこの文書だけでは各人について常勤・非常勤の別を判別しえないが、大半は非常勤であろう。

(14) William de Champvent (Chauvent)

◎ SMG 参事会長: 8/16 July 1262—24 April 1274

○ king's envoy: 1266—

◎ 司教 Lausanne: 1274—

この人物については、最初に SMG の参事会長職を取得した時期を確認しておきたい。

- [F 10] ① “Collation to W. Champvent of the deanery of SMGL …… Mandate to R. de T., constable of the Tower of London, to give him seisin thereof (8 July 1262)” —*C.P.R.*, 1258-66, p. 221.
② “Grant to W. de Champvent, kc, of the deanery of the church of SMGL, void by the death of H. de Wengham …… Mandate to the constable of the Tower of London to give seisin thereof to W. de Salines, proctor of the said William (16 July 1262)” —*C.P.R.*, 1266-72, p. 726.

前任者ヘンリは7月13日に死亡した¹⁾。①は死亡直前に、②は直後に

発給されている。いずれにせよ 1262 年 7 月中旬には交替が完了した。
 ② から知られるように、ウィリアムはこの時点において KC であった。
 また ② からは、SMG の占有権が新参事会長自身ではなくて、その指定
 代理人 proctor へ引継がれている²⁾。新参事会長が現地不在であったか
 らではないか。ウィリアムについては外交分野での活動が知られるもの
 の³⁾、納戸庁との具体的な関係や納戸庁での役職名などに関する記録が
 見当たらない。彼は 1274 年にスイスのローザンヌ司教に昇格し、SMG 参
 事会長職を退いた。なおついでながら、ここで次の史料に言及してお
 こう。

[F 11] “Pardon for ever, for the health of the king’s soul …… to
 A., prioress of Lillechirch [Higham, co. Kent], and the nuns
 serving God there of the suit which they have been accustomed
 to make yearly to the king’s court of the honour of Boulogne
 at SMGL, for their demesne lands in the manor of Lillecherch
 [sic] which they have of the gift of king John (2 March 1266)”
 —C.P.R., 1258-66, p. 563.

まずブーローニュ伯家の遺産がケント州内に残存していたことが知られ
 る。しかもそれは、スティーヴンの王妃マティルダ以来イングランド王
 家に帰属しているもので、そこに女子修道院が設置されていた。院長に
 としては国王がまさに「封主」であり、「封臣」としての院長は「封主」
 としての国王に対して出廷義務を負っていたが、国王はこの文書で毎年
 の出廷義務を免除した。免除の理由は、国王やその祖先・子孫の救霊に
 専念させるためである。この文書では SMG がブーローニュ伯家の遺産
 に関する「国王法廷」である、と明記されているが、その意味はどのよ
 うに解釈されるべきか。この文書だけからの速断は許されない。しかし
 SMG における「国王」とは、この遺産に関する「封主」としての資格
 における国王個人の意味であろう。従ってここでの「国王法廷」は、公
 的というよりもむしろ私的な性格のものであり、国政機関としてのいわ
 ゆる “Curia Regis” とは異質のものと考えておきたい。

-
- 1) *Handbook of Brit. Chron.*, p. 239.
 - 2) ここでもロンドン塔長官に言及されている。前出 67 頁注 5) 参照。
 - 3) “Power to W. B. and W. Chaumpvent, the king’s envoys in the court of Rome, to contract a loan in his name from merchants to the amount of 100 marks for furthering the king’s affairs in the court of Rome (28 Aug. 1266)” —*C.P.R.*, 1258–66, p. 633.
-

(15) **Louis of Savoy** (Lewis de Sabaudia)

◎ SMG 参事会長 : 24 April 1274—20 Jan. 1277

前任者との交替の時期は、次の史料から知られる。

[F 12] “Grant to Lewis de Sabaudia of the deanery of …… SMGL, void by the promotion of W. de Chaumpvent, late dean, to be bishop of Lausanne (24 April 1274)” —*C.P.R.*, 1272–81, p. 49.

この人物について手もとの史料から知られることは少ない。SMG 参事会長として在任中に海外に渡航していること¹⁾を除けば、国王の縁者と推定されること²⁾だけである。手もとの史料では納戸庁との職務上の関係を確認しえない。

1) “Protection with clause *volumus*, for one year, for L. de Sabaudia, dean of SMGL (2 March 1275)” —*C.P.R.*, 1272–81, p. 82. この書式は、今日でいえば旅券の発行記録である。

2) “Mandate …… to assign a stall in the choir, and a place in the chapter [St. Patrick’s, Dublin], to L. de Sabaudia, the king’s kinsman …… (21 April 1278)” —*Ibid.*, p. 262. これはおそらく同一人ではないか。あるいは国王の縁者であり、しかもカンタベリ大司教 Boniface of Savoy (1243–70) の縁者でもあろうか。

(16) **Geoffrey de Neubaud** (Newbald, -bold)

◎ SMG 参事会長 : 20 Jan. 1277—30 Jan. 1283

○ chancellor of [the] exchequer : 1277—83

この人物は納戸庁ではなくむしろ財務府の要職にあった。

[F 13] ① “…… G. de Neubold, appointed, during pleasure, to the office of chancellor of the Exchequer (22 Aug. 1277)” —*C.P.R.*, 1272-81, p. 227. ② “Grant to G. de Neubaud, kc, of the deanery of SMGL, being a free chapel of the king, void by the resignation of L. de Sabaudia, late dean (20 Jan. 1280)” —*Ibid.*, p. 360. ③ “Grant to Mr. W. de Luda of the deanery of the church of SMGL, void by the death of G. de Neubaud (30 Jan. 1283)” —*C.P.R.*, 1281-92, p. 54. ④ “Appointment of Ph. de Wyleghby [Willoughby], kc, to the office of the chancellorship of the Exchequer …… as G. de Neubaud, deceased, held it (11 April 1283)” —*Ibid.*, p. 60.

① ④ の “chancellor of the exchequer” とは財務府のいわば次官 *under-treasurer* であり “barons of the exchequer” の上位の官職である。SMG 参事会長の在任期間は ② ③ から知られる通りで、彼はその全期間を通じて財務府次官の地位にあった。なお ② では KC であることが明記されている。

1) Tout, *op. cit.*, I, 146.

(17) **William of Louth** (Luda)

◎ SMG 参事会長: Jan. 1283—14 July 1290¹⁾

○ *cofferer of wardrobe*: 1274—80²⁾

○ 納戸庁長官: 1280—90³⁾

◎ 司教 Ely: 1290—98⁴⁾

要するに参事会長在任の全期間を通じて納戸庁長官であった。

1) 就任の月日については [F 13] ③。また後継者との交替の月日については後出 [F 15]。

2) *Handbook.*, p. 78. なおこの “*cofferer (cofrarius)*” とは “*controller (次席)*” に次いで納戸庁では第 3 席次の官職である (Tout, *op. cit.*, II, 39.)。

3) *Handbook.*, loc. cit.

4) *Handbook.*, p. 223.

なおタウトによれば、このウィリアムの後継参事会長は Walter Langton であり、典拠として次の史料が示唆されている¹⁾。

[F 14] “Witnesses: Robert, bishop of Bath and Wells; …… J. de Kirkeby, archdeacon of Coventry, Mr W. de Luda, dean of SMGL, Ad. de Creting (14 Feb. 1283)” —C.C.R., 1279-88, p. 230.

しかしこの頁にはウォールタの名が見当らず、また彼が SMG 参事会長に就任した形跡もない。さらにウォールタが就任する以前から SMG が納戸庁長官職との「緊密な関係を復活していた」という指摘²⁾にも疑問が残る。

[F 15] “Grant to Mr W. de Marchia, kc, the treasurer, of the deanery of SMGL, void by the resignation of Mr W. de Luda, bishop elect of Ely (14 July 1290)” —C.P.R., 1281-92, p. 375.

前出 [F 13] ③ とこの [F 15] とによって、ジェフリ (16) からウィリアム (18) までの間にウォールタが介在する余地はない。「参事会長ウォールタ」なるものは、タウトの単純な誤解に基づく虚像であろう。

1) Tout, *op. cit.*, II, 15, n. 1.

2) *Ibid.*, loc. cit.

(18) **William de Marchia** (de la Marche)

◎ SMG 参事会長: 14 July 1290—1291/94

○ cofferer of wardrobe: 1280—84¹⁾

○ controller of wardrobe: 1283—90²⁾

○ 財務府長官: 1290—95

◎ 司教 Bath and Wells: 1293—1302

SMG 参事会長に任命された年月日は [F 15] によって確認されるが、退任の時期は不明である³⁾。その問題に関連して次の史料に言及しておきたい。

[F 16] “Dispensation …… to his [king’s] treasurer, Mr W. de Marchia, subdeacon. He has held the churches …… in the dioceses of Coventry, Durham, Winchester, York, and Lincoln, and the deanery of SMGL, without papal dispensation, and without being ordained priest within a year (19 March 1291)” —*Cal. Pap. Reg. Let.*, I, 530.

[F 17] “Protection with clause *volumus*, for four years, for Peter de Sabaudia, clerk, king’s kinsman, dean of SMGL, going beyond seas (27 June, 1294)” —*C.P.R.*, 1292–1301, p. 77.

SMG 参事会長ウィリアムについては、手もとの史料から少なくとも [F 16] の時点まで追跡しうる。しかしこれと [F 17] との間には3年をこえる空白があり、ウィリアムとピータとの交替の時期すら不明である。司教昇格が確定した時点（1293年3月1日国王承認）で辞任した可能性もあるが、ヘンリ(13)の先例もあるのでそれも断定しがたい。なお [F 16] は、ウィリアムの聖職禄に関する占有追認の教皇文書である。これによれば、当時のウィリアムは品級において上級3段の第3段位つまり副助祭 subdiaconus であった。1年以内に第1段位の司祭 presbyter に叙任される必要があったにもかかわらず、いまだにその要件をみたしていない。当時における品級と聖職との不一致の実情がうかがわれよう。

1) 賤民出身 (humble origin) といわれる。R. Burnell (bishop, Bath and Wells 1275–92; chancellor 1274–92) によって登用されまず大法官府に勤務していたという。“bishop’s clerk” から KC に変わったことになる (*D.N.B.*). Cf. Tout, *op. cit.*, VI, 30.

2) *Ibid.*, p. 28. “On this day, to wit 24 February [1290], R. [Burnell] bishop of Bath and Wells, the chancellor, went from court to his bishopric; on which day the king’s [great] seal was delivered into the wardrobe for custody there to Mr W. de Marchia (23 Feb. 1290)” —*C.C.R.*, 1288–96, p. 71. 大法官の不在中に納戸庁における国家公印の保管者に指名されている。

3) レダンによれば、ウィリアムが1292年の時点でなおも参事会長の職にあった (Reddan, *op. cit.*, p. 564, n. 214)。

(19) Peter de Savoy (Sabaudia)

◎ SMG 参事会長: 1291/94—27 Aug. 1308

◎ 大司教 Lyons: 1308

この人物は [F 17] から知られるように国王の縁者である。前出のルイス (15) も同族ではないか。ピータは参事会長在任のほぼ全期間を通じて、海外とりわけ教皇庁にいたものとおもわれる¹⁾。納戸庁のみならず国内の他の官職との関係もまったく不明である。海外常住のままでリヨン大司教に昇格した可能性も考えられる。

[F 18] “Indult to P. de Sabaudia, the king’s kinsman, canon of Lincoln, to hold also the precentorship of Lincoln, the deanery of SMGL, and canonries and prebends of Lincoln, York, Salisbury, and Hereford (28 Aug. 1295)” —*Cal. Pap. Reg. Let.*, I. 560.

ピータの聖職禄に関する占有追認の教皇文書であり、これから彼の聖職禄の分散状況がうかがわれる。

[F 19] ① “Grant to W. de Melton, kc, of the deanery of …… SMGL (27 Aug. 1308)” —*C.P.R.*, 1303–13, p. 92. ② “…… the deanery of …… SMG, void by the promotion of P. de Sabaudia to the archbishopric of Lyons (21 Oct. 1308)” —*Ibid.*, p. 141. ③ “Grant to Ingelard de Warle [Warley], kc, upon the resignation of P. de Sabaudia, of the deanery of the free chapel of Bruges [Bridgnorth] 25 Oct. 1308)” —*Ibid.*, loc. cit. ④ “P. de Sabaudia, dean of the church of St Mary, Salisbury, staying beyond seas, has letters nominating W. de S. and W. de A. his attorneys (2 Aug. 1309)” —*Ibid.*, p. 178.

① から後任参事会長との交替の時期が知られる。② ではその交替が大司教座への昇格によるものとされている。③ によればピータは SMG のほかにも王立自由礼拝所の参事会長職を兼任しており、これも同時に返上された。しかし④ から明らかなように、彼はソールズベリ司教座聖堂の参事会長職を引続き占有している。司教が複数の聖職を重複して占

有することに関する禁令は、ここでも貫徹されていない。あるいは②や③の返上それ自体がこの禁令によるものとすれば、不完全ながらも禁令の効果があったと見るべきか。

1) *C.P.R., 1292-1301*, pp. 77, 334, 337, 404, 496, 601; *do., 1494-1509*, pp. 28, 234, 316, 389, 484; *do., 1301-07*, pp. 14, 65.

ピータに関連してさらに次の教皇文書に注目しておきたい。

- [F 20] ① “Indult to P. de Sabaudia, at the request of the king, whose kinsman he is, to hold one benefice with cure of souls besides a canonry and prebend of Salisbury, he being under twenty-five of age (28 Nov. 1289)” —*Cal. Pap. Reg. Let.*, I, 506.
② “Provision at the king’s request, to his kinsman P. de Sabaudia, of a canonry of Lincoln …… notwithstanding he is under age and holds the treasurership of Llandaff and canonries and prebends of York, Salisbury, and Hereford (5 March 1292)” —*Ibid.*, p. 557.

聖職者の「成年」が25才であったこと¹⁾、またピータは「未成年」にもかかわらずすでに複数の参事会員の職を与えられていたことが知られる。SMGの参事会長に就任した時点で「成年」に達していたか否かは不明である。しかしこの文書から、SMGの聖職禄が行政分野の高官のみならず、国王の縁者の給養財源でもありえたことを確認しておきたい。

1) Cf. also “Indult …… to W. Brunelli, provost of Wells …… being under twenty-five years of age …… not being ordained priest within a year, and without papal dispensation, to hold these benefices (28 Nov. 1289)” —*Cal. Pap. Reg. Let.*, I, 506.

* * * * *

ここで第9代から第19代までのSMG参事会長11名について、大まかに総括しておきたい。1225年から1308年まで、大まかに13世紀が扱

われる。

すでにウォールタ (10) の項で言及するように、タウトは SMG の参事会長職が「13 世紀・14 世紀にはあたかも世襲的な権利として」納戸庁職員に帰属したと述べている。まずこの指摘はどの程度に正しいといえるか。納戸庁勤務の経歴は、なるほど 11 名中 4 名について確認された (9, 10, 17, 18)。ガイ (11) に関しても納戸庁との何らかの関係が推定される。ほかの 5 名に関しては、筆者の手もとの史料・文献にその確証がない。確証がないということからこの 5 名の納戸庁勤務の経歴それ自体を否定することは許されないが、それにしてもタウトの指摘は控え目に解釈すべきであろう。実態にそくしていえば財務府や大法官府にもまして納戸庁との関係が深かった、という程度のことではないか。ちなみに財務府勤務の経験者はヘンリ (13)・ジェフリ (16) の 2 名である。しかもヘンリは後に大法官府にも勤務し SMG の参事会長職を与えられ、さらに大法官に任命された。納戸庁は、財務府や大法官府にもまして国王の家政との関係が深い。従って王立自由礼拝所の参事会長の人選に当って国王が身邊の奉仕者をこれに充当する傾向が強かったとはいえ、あたかも「世襲的な権利」という表現はいささか誇張を含んでいる。

参事会長が主として国王の身邊から起用されるという傾向は、とりわけピータ (19) の事例からもうかがわれる。彼は国王の縁者であり、またおそらくはルース (15) も同様であろう。さらにこの 2 名のほかにジョン (12) やウィリアム (14) も、国内行政よりはむしろ外交分野での貢献が期待されたものと推定される。ジョンは教皇・国王の双方を「封主」とし、教皇庁に派遣されていた。逆にいえば教皇庁の要人に支援を期待し、SMG の参事会長職をその報酬として提供した、ということではないか。またピータに関しても国内勤務の確証が見当らず、大半の記録がとりわけ教皇庁での勤務を示唆している。

聖職歴についていえば、11 名中の 7 名が司教あるいは大司教に昇格している (9, 10, 13, 14, 17, 18, 19)。まずルーク (9) はダブリン、ピータ (19) はリヨンのそれぞれ大司教に就任した。初代から第 8 代までの 8 名

についてもいわば「司教候補者」の比率が高かった。この11名に関しても同様の傾向が見られる。また前節のロジャ(3)やヘンリ(4)と同様に、ヘンリ(13)は司教就任後にも SMG 参事会長の職に留まった。この11名中7名という高率は、この時期の一つの特色をなしている。ちなみに第20代以降に関しても同数の11名を見れば、いわゆる「司教候補者」はわずか2名に過ぎない。第20代以降には SMG の威信あるいは SMG に対する評価が低下した、ということか。

[VI]

SMG の基本性格を展望する上で前提となるような各種の問題点あるいは術語については、すでに概略の検討がなされた。また歴代参事会長の略歴のうちでどの点に注目するかということも、これまでの検討からすでに明らかであろう。参照されるべき史料も、これまでに引用された史料と基本的に同じ類型のものが多い。第20代以降の参事会長については、可能な限り簡略に要点を説明するに留めよう。

なおそれぞれの参事会長に関する説明の精疎は、その人物が有力者であるか否かとは基本的に無関係である。逆に有力者であればそれだけ史料が豊富であり、間接的な情報の総合や推定に依存することが少ないので、簡略な説明で足りることがある。この節では1308年から99年まで、ほぼ14世紀中の SMG 参事会長16名が扱われる。

(20) William de Melton

- ◎ SMG 参事会長: 27 Aug. 1308—6 Oct. 1317
- controller of wardrobe: 1307—14¹⁾
- 王印長官 (keeper of the privy seal): 1307—12²⁾
- 国印長官 (keeper of the great seal): 1310³⁾
- 納戸庁長官 (keeper of the wardrobe): 1314—16
- 財務府長官 (treasurer of the exchequer): 1325—26; 30—31

◎ 大司教 York: 1316/17—40

この人物は、納戸庁職員(後に長官)→SMG 参事会長→(大)司教という経歴の点で、歴代の SMG 参事会長のうちでも一つの典型を示している。参事会長就任の時期は、すでに前出 [F 19] の ① から知られた。納戸庁長官の在任期間は、すべて参事会長の在任期間に含まれる。ウィリアムは 1316 年 1 月に大司教に選挙されたが、聖別は 17 年 9 月 25 日まで持越された。そのためか後任参事会長の発令はここに明記されているように聖別後の 10 月 6 日になっている¹⁾。

1) Tout, *op. cit.*, VI, 28.

2) *Ibid.*, p. 50. 次注の “great seal” をいわば「国印(王国公印)」と見なすならば “privy seal” は「王印(国王私印)」である。ウィリアムはこれを “controller of the wardrobe” の資格において管掌したもので、専任の管掌官 keeper としては彼の後継者 Roger Northburgh がその初代とされる (*Handbook*, p. 90)。

3) 「国印」の本来の管掌官は大法官であるが、その臨時の事務代行者として “keeper of [the] great seal” が任命されることもある。ウィリアムはその臨時代行者でもなく、過渡的にその事務を担当したに過ぎない (Tout, *op. cit.*, VI, 7, 12)。

4) 司教の任命には大別して次の 4 方式がある。

- (a) election: 聖堂参事会員が選挙する。
 - (b) election-provision: (a) を追認あるいは否認して教皇が直接に任命する(直任)。
 - (c) provision: (c) を経ないで教皇が直任する。
 - (d) translation, re-election, re-provision, etc.: すでに司教であるものを教皇が他の司教座へ転任させること、あるいは既経験者の再選挙・再直任など。
- このいずれかによって司教候補者 bishop-elect が決定し、さらに次の 2 段階の手續きを経て、正規の司教が決定する。

(1) consecration: 司教位への聖別

[2) が先行するばあいもあった。]

(2) restitution of temporalities: 世俗財産の占有権回復

[国王・司教間に「封主」・「封臣」関係が設定される。]

最初の (a) [あるいは (b) など] から (2) の完了までに、1 年以上を要することがある。このウィリアムのばあいでは、次の通りであった。

○ election: 21 Jan. 1316 ○ provision: Sept. 1317 ○ consecration: 25 Sept. 1317 ○ restitution: 8 Oct. 1317 (*Handbook*, pp. 203 f., 264.)

(21) **Richard de Ellesfield** (Elsefeld)

◎ SMG 参事会長 : 6 Oct. 1317—3 July 1325

[G 1] “Grant to R. Ellesfeld, kc, of the deanery of the kfc of SMGL (6 Oct. 1317)” —*C.P.R.*, 1317–21, p. 40. [kfc for king’s free chapel 以下同様]

○ constable of Bordeaux : 1318–20

参事会長就任の時点で KC であったことは [G 1] から知られるが、それ以外には若干の聖職禄に関する記録¹⁾ や海外出張を示唆する記録²⁾ が散見されるに過ぎない。ボルドー総督³⁾ の在任期間は参事会長在任期間に含まれる。ボルドーはなるほど国王の直轄地であるが、そのことは必ずしも納戸庁との直接の関係を意味しない⁴⁾。

[G 2] “…… to the chapter of the kfc of SMGL, in favour of R. de Ellesfeld, kc, to whom …… the king granted the deanery …… but who has since been unjustly impeached in respect of the chapel (14 Dec. 1326)” —*Ibid.*, p. 342.

これは彼が SMG に関して不当な弾劾を受け、この時点ですでに参事会長職を失っていることを示している⁵⁾。

1) たとえば *C.P.R.*, 1307–13, pp. 479, 489.

2) *C.P.R.*, 1307–13, pp. 575, 579.

3) Tout, *op. cit.*, VI, 68.

4) 大法官府・納戸庁などよりは chamber との関係を考えるべきか (Tout, *op. cit.*, II, 353 f.).

5) “…… that there were many defects …… in the ornaments, books, and other things …… and that the officers and other ministers …… neglected to officiate in the chapel and to do and exercise what was incumbent upon them (4 July 1325)” —*C.C.R.*, 1323–27, p. 303. 弾劾の理由はこのように書かれている。

(22) **Richard de Tysshbury** (Tissebury)

◎ SMG 参事会長 : 3 July 1325—4 Mar. 1326

[G 3] “Grant to R. de Tysshbury, kc, of the deanery of SMGL (3 July 1325)” —*C.P.R.*, 1324–27, p. 128.

ここでは KC と書かれているが、この人物については官職・聖職のいずれについても特筆すべき記録が見当たらない¹⁾。

[G 4] “Grant to J. le Smale, kc, of the deanery of the free chapel of SMGL/Revocation of the collation to R. Tissebury of the said deanery (4 Mar. 1326)” —*Ibid.*, p. 246.

この文書から知られるように、リチャードは1年未満で解任されている。

1) *C.P.R.*, 1321–24, pp. 263, 356; *do.*, 1330–34, p. 323. 同名の人物は次の注 1) の史料中にも見受けられるが、その任務も中央官庁の要職とは見えない。

(23) John le Smale

◎ SMG 参事会長 : 4 Mar. 13268 May 132—8

この人物も [G 4] では KC と明記されているが、官職・聖職についてはほかに特筆すべき記録が見当たらない。しかしこのジョンと前任者リチャードとの間には、わずかに一つの共通点がうかわれる。彼らは参事会長職を解かれた後にも国王官僚の身分を失うことなく、いずれも国王のために船舶を調達する任務を課されていることが知られる¹⁾。

1) “..... for J. le Smale, kc, appointed to obtain forty of the best and most powerful ships he can find (27 Mar. 1330)” —*C.P.R.*, 1327–30, p. 502: “Appointment R. de Tissebury for ships in the ports of the county of Gloucester (23 July 1332)” —*C.P.R.*, 1330–34, p. 323.

(24) John de Wodeford

◎ SMG 参事会長 : 8 May 1328—17 Apr. 1343

[G 5] “Grant, for life, to J. de Wodeford, kc, of the kfc of SMGL (8 May 1328)” —*C.P.R.*, 1327–30, p. 262.

前任者2名とは異なって、この人物についてはまだしも聖職禄に関する記録がある¹⁾。また国王のもとでの勤務の記録もあるが、それも中央官庁での要職とは見なしがたい²⁾。さらに[G5]では、異例にも「終身」と明記されている。異例といえば前任者2名は歴代参事会長の中で異例に軽輩であり、しかも在任期間が短い。彼らは「終身」の参事会長を選任するまでの「暫定」参事会長ではなかったか。あえて「終身」と明記したのは「暫定」会長との区別の意識によるものではないか。しかしこの「終身」会長も、結果としては存命中に交替した。

[G6] “Presentation of Mr J. de Heselarton, parson of the church of Hattefeld [Hatfield, co. York], to the deanery of the free chapel of SMGL, and the prebend …… in the kfc of Hastynges, on an exchange of benefices with J. de Wodefod, kc (17 Apr. 1343)” —*C.P.R.*, 1343-45, p. 14.

聖職禄の「交換」による辞任であるが、この「交換」によって彼がどのような聖職禄を獲得したかは不明である。仮にハットフィールド教会の主任司祭職との交換であれば、左遷されたことにならないか。国王との関係は「交換」後にも断たれていない³⁾。

1) *C.P.R.*, 1327-30, p. 460; *do.*, 1330-34, pp. 480, 489, 519; *do.*, 1334-38, pp. 5, 6, 437, 458, 465; *do.*, 1338-40, p. 56.

2) 参事会長在任中にスコットランドへ派遣されたことを示す記録がある (*C.P.R.*, 1334-38, pp. 30, 95)。

3) “To R. S., the king’s butler. Order to deliver to J. de Wodefod, the king’s chaplain, 4 tuns of wine for the present year …… for his good service to the king and his [king’s] father …… to be received yearly by the hand of the butler for life …… a tun of good wine beyond the three tuns …… (8 June 1343)” —*C.C.R.*, 1343-46, p. 54. 参事会長辞任から2か月後の贈与でありしかも1樽の加贈である。

(25) John de Heselarton

◎ SMG 参事会長: 17 Ap. 1343—2 July 1345

この人物も、中央官庁の要職にあったとは見なしがたい。

[G7] ① “…… to S. de Depeden, priest and *confrere* of the hospital of St Leonard, Neuport [New-], which is immediately subject to the free chapel of SMGL, confirming his election by the bretheren to be master of the said hospital …… to amend the negligence and default of Mr J. de Heselarton, dean of the chapel, who has not cared to hear and forward the business of the election, nay has expressly refused to do so (5 Oct. 1344)” —*C.P.R.*, 1343-45, p. 346. ② “Grant to Th. de Useflete, kc, parson of the church of Davynorton, of the deanery of the kfc of SMGL, on an exchange of benefices with Mr J. de Heselarton, kc (2 July 1345)” —*Ibid.*, p. 548.

SMG がエシクスのニューポートに資産をもっていることは、すでに第1節において [表4] に示されている。① では同地の施療院の院長選挙に関して、ジョンが母教会の参事会長としての任務を遂行しないのみか公然と責任回避の発言をしている、と書かれている。それが直接の理由か否かは不明であるが、翌年ジョンは参事会長の職を解かれた。② によればこれも聖職禄の「交換」であった¹⁾。

1) “…… prebend of Wertlyng [Wartling], Nyuenfeld [Ninfield] and Hoo in that [king's free] chapel [of Hastings], void by the resignation of Mr de Heselartone (6 Feb. 1348)” —*C.P.R.*, 1348-50, p. 9. SMG 参事会長辞任後にもなおヘイスティングズの王立自由礼拝所に聖職禄を与えられていたこと、また3年後にはそれをも返上していることが知られる。

(26) Thomas de Useflete (Ousefleet)

◎ SMG 参事会長: 2 July 1345—19 June 1349

○ controller of chamber: 1322—23¹⁾

○ keeper of great wardrobe: 1323—29²⁾

納戸庁官僚としてはウィリアム・メルトン(20)以来である。聖職については特筆すべき史料が見当たらない。

[G8] “Grant to R. de B., kc, of the prebend …… which Th. de

Usflete held in his lifetime …… (15 June 1349)” —*C.P.R.*, 1348–50, p. 305.

これには「トマスが生前に占有していた聖職禄」とあり、この時点ですでに死亡していたことが知られる。なおトマスはかつて上記の通り「大納戸部」の責任者であった。この「大納戸部」は納戸庁に所属する一部局であって、納戸庁そのものではない³⁾。

1) Tout, *op. cit.*, II, 345 f.

2) Tout, *op. cit.*, VI, 35. Cf. “Appointment during pleasure of the kc, Th. de Useflete, as clerk and purveyor of the great wardrobe (19 Feb. 1327)” —*Cal. of Fine Rolls.*, IV, 15.

3) “great wardrobe (magna garderoba)” の「大」とは納戸庁の上位部局であることを意味するものではなく、単に建物が大きいことを示すものに過ぎないという。納戸庁には比較的軽量の貴重品が収納されるのに対して、大納戸部は食料や武器・弾薬などをも含めて大量備蓄のための「大」倉庫であった (Tout, *op. cit.*, IV, 349 ff.).

(27) **William de Cusancia** (Cusance, -saunce)

◎ SMG 参事会長: 19 June 1349—5 May 1360

[G 9] “Grant to W. de Cusaunce, kc, of the deanery of the kfc of SMGL (19 June 1349)” —*C.P.R.*, 1348–50, p. 305.

○ 大納戸部長: 1320—21¹⁾

○ 納戸庁長官: 1340—41

○ 財務府長官: 1341—44

◎ 司教補佐 Cornwall, dioc. Exeter: 1350

納戸庁長官の経験者としてはウィリアム (20) 以来、財務府長官の経験者としても同様である。聖職禄に関しては、ほかにたとえばエクンタ司教管区でコーンワル所管司教補佐の職をえている²⁾。

1) Tout, *op. cit.*, VI, 35.

2) *C.P.R.*, 1348–50, p. 462; *do.*, 1361–64, pp. 53, 185, 204, 512.

(28) **William de Wykeham** (Wickham)

◎ SMG 参事会長 : 5 May 1360—30 Oct. 1364

[G 10] “Grant for life to the kc W. de Wykeham of the deanery of the free chapel of SMGL (5 May 1360)” —*C.P.R.*, 1358-61, p. 353.

○ king's secretary : 1361¹⁾

○ clerk (or receiver) of chamber : 1361²⁾

○ 王印長官 : 1363—67

○ 大法官 : 1367—71 ; 1389—91

◎ 司教補佐 Northampton, dioc. Lincoln : 1363³⁾

◎ 司教補佐 Lincoln : 1363⁴⁾

◎ 司教 Winchester : 1366/67—1404

国王側近の有力者である。SMG 参事会長の職は、彼の多数の聖職禄の一つである。とりわけ 1361 年には黒死病によって多数の聖職者が死亡し、その時点だけで 10 件を超える聖職禄を獲得した⁵⁾。

1) “King Edward [III]. On behalf of his secretary, W. de Wykeham, for the canonry and prebend of St Andrew's, Auckland notwithstanding that he has the deanery of SMGL, and a canonry and prebend of St Paul's, and a canonry of Lincoln (11 Aug. 1361)” —*Cal. Pap. Reg. Let.*, I, 373.

2) “The king. On behalf of W. de Wykeham, clerk of his chamber ... (11 Dec. 1361)” —*Ibid.*, p. 380. Cf. also Tout, *op. cit.*, VI, 56.

3) *C.P.R.*, 1361-64, p. 319.

4) *Ibid.*, p. 345.

5) *D.N.B.* は聖職禄の「にわか雨」と評言している。彼はまさに “mighty pluralist” であった、という。

レダンの論稿は次の参事会長として “Simon de Northwode” の名をあげている。1363 年および 1364 年の史料からその事実が確認されるということであるが、筆者の手もとの史料・文献にはその記載が見当らな

い。タウトは次の [G 11] のウィリアムを後継者と見なしており、参事会長としてのサイモンには言及していない¹⁾。

[G 11] “Grant to the kc William de Mulsho of the deanery of kfc of SMGL (30 Oct. 1364)” —*C.P.R.*, 1364-67, p. 39.

さらに次の史料からしても、サイモンという参事会長の存在は否定されるべきではないか。

[G 12] “…… to deliver seisin in the king’s name to the dean and college of his free chapel of SMGL …… of two messuages and nine shops …… of which W. de B. …… and J., his wife, enfeoffed the king and William de Wykham and Mr John de Lynchelade …… and which the king, on 25 Mar. last, assigned to the dean and college in mortmain, after the said W. de Wykham and Mr John had released their estate in the premises to him [king] (1 May 1364)” —*C.P.R.*, 1361-64, p. 497.²⁾

これは国王から SMG に対する占有権の譲渡手続きを指令した文書であり、2 件の家屋と 9 件の店舗がその対象になっている。これらはかつてある夫婦から国王、ウィリアムおよびジョンの 3 者に寄進されたものであるが、ウィリアムとジョンとがひとまず共同受贈者としての権利を放棄し国王が単独の受贈者になった。その上でこれらは国王からあらためて SMG に寄進され、占有譲渡の手続きが指令された。この文書の中ではウィリアムやジョンの行為が過去完了で書かれており、ウィリアムがこの時点でもなお現職参事会長であるか否かは不明である。しかし譲渡を受けるべき参事会長がもはやウィリアム自身でないとすれば、現職参事会長の人名が明記されていないのは不自然である。それが特に明記されていないのは、ウィリアムがなおも現職に留まっていたからであろう。仮にレダンの指摘に相応の根拠があるとしても、サイモンという人物はせいぜい参事会長職の臨時代行者ではないか³⁾。

1) Tout, *op. cit.*, IV, 155.

2) 3月25日の文書については *C.P.R.*, 1361-64, p. 488.

3) “Presentation of S. de Northwode to the church of Fennystanton, in the diocese of Lincoln (20 Oct. 1361)” —*Ibid.*, p. 84. 手もとの史料でサイモンに関する情報といえばこの1点に過ぎない。SMG級の教会で正規に参事会長を勤めるほどの人物にしては、手もとの史料における痕跡がいかに希薄である。Cf. *C.P.R.*, 1367-70, pp. 177 ff.

(29) **William de Mulsho** (Moulsoe)

◎ SMG 参事会長: 30 Oct. 1364—27 Nov. 1376

○ 財務府出納官: 1365—75¹⁾

○ 納戸庁長官: 1375—76

参事会長就任の時期は、前出 [G 11] で確認される。彼は参事会長就任以前に国王のもとで城郭の工事を監督したことがある²⁾。聖職禄に関しては、格式において SMG 参事会長職を超えるものが見当らない³⁾。

1) “Commitment, during pleasure, to the kc W. de Mulsho of the office of a chamberlain of the receipt of the exchequer, with the usual fee (21 Eeb. 1365)” —*C.P.R.*, 1364-67, p. 93. Cf. also *C.P.R.*, 1374-77, p. 174.

2) “Appointment, during pleasure, of the kc W. de Mulsho to be clerk of the king’s works [of Windsor etc.] …… taking such wages as W. de Wykeham who had the office before took (1 Nov. 1361)” —*C.P.R.*, 1361-64, p. 112. 彼はこの分野においてもウィカムの後継者であった。

3) “kfc of St Stephen in the palace of Westminster” や “kfc of Hastings” などにも聖職禄をえたが、それらも参事会長職ではない。

(30) **Walter Skirlawe**

◎ SMG 参事会長: 27 Nov. 1376—20 June 1383

[G 13] “Grant to the kc, Mr W. Skirlawe, of the deanery of the kfc of SMGL (27 Nov. 1376)” —*C.P.R.*, 1374-77, p. 398.

○ 大法官府書記: 1377¹⁾

○ 王印長官: 1382—86²⁾

◎ 司教補佐 the East Riding, dioc, York: 1360³⁾

◎ 司教補佐 Northampton, dioc. Lincoln: 1381

◎ 司教 Coventry and Lichfield: 1385/86—86

◎ 司教 Bath and Wells: 1386—88

◎ 司教 Durham: 1388—1406

官僚としても聖職者としても有力者であった。

- [G 14] ① “Commission to Mr J. Barnet …… to hear and examine the reasons for the proposed exchange of benefices between the kcs, Mr W. Skirlawe, dean of the kfc of SMGL, and John de Bacun, prebendary of Gyllyngnam in the conventual church of Shaftsbury, in the diocese of Salisburi, with power to authorise and effect the same, if approved, and he is to report his preceedings herein into the Chancery (7 May 1383)” —*C.P.R.*, 1381-85, p. 281. ② “Mandate …… to induct John Bacun or his proctor into the said deanery, the said Mr J. Barnet having duly invested him therewith (20 June 1383)” —*Ibid.*, loc. cit.

これも結果としては聖職禄交換の事例であるが、形式において異例である。まず①によれば聖職禄交換の申請があり、バーネットという人物がその理由の調査を命じられ、正当な理由があればそれを承認する権限が与えられた。②ではバーネットの報告に基づいて、ジョンあるいはその代理人がSMGの参事会長職を正式に与えられている。タウトはこの交換に言及し、ウォールタが「家政官僚の特殊権域 special preserve of the household clerk」を放棄したのは、さらに上位の聖職を取得するためであったと述べている⁴⁾。この「家政官僚の特殊権域」とは、いうまでもなくSMGである。また上位の聖職とは上記の通りコヴェントリ・リチフィールドの司教座であり、教皇の直任辞令はこの直後の6月28日に発給されている。彼の司教昇格は、この交換の時点ですでに確定していたと考えられる。いいかえるとこれは、司教への昇格を前提とした交換であった。

1) ① “Grant, for life or until other order, to the kc Mr W. de Skirlawe, doctor of laws, staying in the Chancery, of 40 marks yearly at the Exchequer (6 Mar. 1377)” —*C.P.R.*, 1374-77, p. 438. ② “Grant, until further order, to Mr W. de Skirlawe, doctor of laws, kc, abiding in Chancery, of 40 marks yearly from the issues of the hanaper in Chancery, in confirmation of the like grant by the late king to him of that sum at the Exchequer (9 June 1378)” —*C.P.R.*, 1377-81, p. 232. ③ “Grant, during pleasure, to Mr R. Ronhale, that he be one of the clerks of Chancery of the first grade (*forma*) in the room of Mr W. Skirlawe (8 Oct. 1382)” —*C.P.R.*, 1381-85, p. 168. まず①における “staying in the Chancery” と②の “abiding in Chancery” とはいずれも大法官府常勤を意味する。③によれば彼は「第1級書記」であった。第1級・第2級はいずれも定員12名で、第3級はその2倍の24名とされていた (Tout, *op. cit.*, III, 211)。なお年俸の支給場所は①で財務府, ②では大法官府内の “hanaper” に変わっている。

2) *D.N.B.* によれば, 彼は1381年から83年4月までイタリアへ派遣されており, また1384年6月までに王印長官になったというが, *D.N.B.* のこの項目には不正確な点が幾つか見受けられる。

3) “Provision to W. de Skirlawe, who is ready to resign the church of Preston, in the diocese of Lincoln, of the archdeaconry of the East Riding (30 Nov. 1359)” —*C. Pap. Reg. Pet.*, I, 314. Cf. also *Ibid.*, p. 315. この司教補佐職は *D.N.B.* では1370年ころに取得されたことになっているが, この記述も事実に反する。

4) Tout, *op. cit.*, V, 215.

(31) John Bacun (Bacon, Bacoun)

◎ SMG 参事会長: 20 June 1383—26 Nov. 1385

○ chamberlain of exchequer: 1377—84/85¹⁾

○ keeper of king's jewels: 1378²⁾

○ king's secretary: 1381—85³⁾

○ receiver of chamber: 1382—84⁴⁾

◎ 司教補佐 Richmond, dioc. York: 1383⁵⁾

参事会長就任の時期は [G 14] ② で確認される。彼はすでに1364年の時点において黒太子エドワードの “prince's clerk” であったらしく⁶⁾ 次いで王太子リチャードのもとに勤務した⁷⁾。また SMG 参事会長在任の

ほぼ全期間を通じて財務府に勤務し、国王秘書官でもあった。

[G 15] “Dilectos & Fideles nostros, Johannem Bacun Decanum Sancti Martini magni Londoniae Secretarium nostrum, & Nicolaum Dagworth Militem Camerae nostrae, praesentium exhibitores, Ambassadors & Nuncios nostros speciales ad Domini Summi Pontificis Praesentiam, ac ad nonnulla Civitates, Communitates & Loca Italiae de praesenti mittamus (6 Feb. 1385)” —Th. Rymer, *Foedera*, T. III, p. iii, 177 f.

国王秘書官ジョンは、騎士ニコラスとともに教皇庁ならびに若干のイタリア都市へ特別な使節 *ambassadors et nuncios* として派遣されたがジェノーヴァで死亡し、同年11月27/28日にウェストミンスター修道院で葬儀が行われ、国王自身がそれに参列した、という⁸⁾。官僚としても聖職者としても栄達の途中で死亡した、と見るべきか。次の参事会長は、その葬儀の前日に発令されている。

1) *C.P.R.*, 1377-81, p. 23; *do.*, 1381-85, pp. 516 f. 交替は1385年1月27日以前に完了している。

2) *Ibid.*, p. 219.

3) Tout, *op. cit.*, VI, 57. 1385年3月15日の時点ではなおも秘書官の職にあった (*C.P.R.*, 1381-85, p. 552)。

4) Tout, *op. cit.*, loc. cit.

5) *C.P.R.*, 1381-85, pp. 270, 274 et passim.

6) Tout, *op. cit.*, V, 214, 438.

7) “…… the kc, J. Bacun …… all sums received by him on the king’s behalf, both when he was prince and after his coronation, whilst the said J. dealt with the payments of the king’s chamber (15 Mar. 1385)” —*C.P.R.*, 1381-85, p. 552.

8) “John Bacon, clerk of Chancery (11 Feb. 1386)” [*C.P.R.*, 1385-89, p. 105] は別人であろう。

(32) **Richard Mitford** (Medford, Mede-)

© SMG 参事会長: 26 Nov. 1385—11 Apr. 1390

[G 16] “Grant to the kc, R. Medford, of the deanery of his free chapel of SMGL (26 Nov. 1385)” —*C.P.R.*, 1385-89, p. 67.

○ chirographer of the Common Bench: 1383¹⁾

○ king's secretary: 1385—88²⁾

○ treasurer of Ireland: 1397³⁾

◎ 司教補佐 Norfolk, dioc. Norwich: 1385—89⁴⁾

◎ 司教 Chichester: 1389/90—95

◎ 司教 Salisbury: 1395/96—1407

SMG 参事会長としてもまた国王秘書官としても、ジョン(31)の後継者であった。参事会長職ならびにノーファクの司教補佐職は、いずれも司教昇格に当って返上されている。

[G 17] “Grant to W. de Pakyngton of the deanery of the kfc of SMGL, void by the consecration of R. de Meteford as bishop of Chichester (11 Apr. 1390)” —*C.P.R.*, 1388-92, p. 234.

1) “Grant, for life, to R. Medford, one of the king's chapel within the household, of the office of chirographer of the Common Bench [officium chirographie in placea nostra communis banci] (18 Sep. 1383)” —*C.P.R.*, 1381-85, p. 307.

2) Tout, *op. cit.*, VI, 57.

3) “Appointment, during pleasure, of Richard, bishop of Salisbury, to the office of treasurer of the Exchequer in Ireland (23 Oct. 1397)” —*C.P.R.*, 1396-99, p. 248.

4) *C.P.R.*, 1385-89, p. 14.

レダンの論稿は後任参事会長としてまず次のように表示している。

“Roger Walden, appointed 1390”

しかしこの任命が実際には効力をもたなかった、という判断が述べられている。この判断は [G 17] に基づくもので、本稿も基本的に同様の判断からこのロジャを削除した。

- [G 18] ① “Grant to the kc, William de Pakyngton, of the deanery of SMGL (20 Jan. 1390)” —*C.P.R.*, 1388-92, p. 183. ② “Grant to Roger Walden, treasurer of Calais, of the deanery of SMGL (21 Jan. 1390)” —*Ibid.*, p. 167.

この2点の史料がいずれも正しいとすれば、ウィリアムはわずか1日で参事会長の職を失ったことになる。しかし[G 17]によれば、前任者リチャードの空席を埋めたのはロジャではなくウィリアムである。従って単に①のみならず②もまた何らかの理由によって実際の効力をもたなかった、と考えるべきであろう。[G 17]における前任者リチャードの司教聖別とは[G 17]そのものの前日つまり4月10日である¹⁾。ともあれこのロジャは国王秘書官から財務府長官に登用され、さらに聖職者としてはカンタベリ大司教・ロンドン司教を歴任する。従ってロジャ自身は、SMG 参事会長になったとしても不自然ではないほどの有力者であった²⁾。

1) *Handbook.*, p. 216.

2) *Ibid.*, p. 102; *D.N.B.*

(33) William de Pakyngton (Pakington)

◎ SMG 参事会長: 11 Apr. 1390—26 July 1390

○ receiver of the king's mother: 1376—77¹⁾

○ 納戸庁長官: 1377—90

○ chancellor of exchequer: 1381²⁾

◎ 参事会長 king's free chapel of Stafford: 1380³⁾

◎ 司教補佐 Canterbury: 1381⁴⁾

参事会長就任の時期は前出[G 17]から知られる。彼は官僚としても聖職者としても有力者であったが、参事会長在任わずか3か月で死亡した⁵⁾。

1) *Handbook.* p. 79.

2) *C.P.R.*, 1377-81, p. 588.

- 3) *Ibid.*, p. 557.
- 4) *C.P.R.*, 1381-85, p. 39.
- 5) “..... W. Pakyngton, treasurer of the household, deceased (26 July 1390)” —*C.P.R.*, 1388-92, p. 296. これによって死亡が確認される。後出 [G 19] と同日の文書である。なお彼の官職名については “keeper of the [king’s] wardrobe” と “treasurer of the [king’s] household” と両様に書かれている。*C.P.R.*, 1377-81, pp. 228, 329, 370*; *do.*, 1381-85, p. 324*; *do.*, 1385-89, pp. 18, 116; *do.*, 1388-92, pp. 296, 299. [*を付記した頁では “keeper” と書かれ、それ以外のところでは “treasurer” となっている]。このような両様表記の事例はほかにもあり、Thomas Brantingham (納戸庁長官 1368-69) もまた “keeper of the wardrobe of the household (custos garderober hospicii)” と “treasurer of the household (thesaurarius hospicii)” と両様に書かれているという (Tout, *op. cit.*, IV, 160)。さらに John Carp (納戸庁長官 1390-99) の事例もある。“treasurer of the household (*C.P.R.*, 1391-96, p. 473.)”/“keeper of the wardrobe of the king’s household (*C.C.R.*, 1392-96, p. 457.)”

(34) William de Assheton (Aston)

◎ SMG 参事会長: 26 July 1390—25 Mar. 1399

[G 19] “Grant to the kc, W. de Assheton, of the deanery of kfc of SMG (26 July 1390)” —*C.P.R.*, 1388-92, p. 295.

彼の9年という在任期間は必ずしも短くないが、手もとの史料では存在感がきわめて希薄である。官僚経歴についてはまったく不明である。聖職禄についても、SMGの参事会長であることを別とすれば¹⁾ほかに特筆すべきものが見当らない²⁾。そのことから逆に、彼はSMGの「常勤」あるいは「専任」の参事会長であったかとも考えられるが、その点についても確証がない。

1) *C.P.R.*, 1392-96, pp. 40, 235.

2) “Presentation of S. M., parson of the parish church of Hertyng in the diocese of Chichester to the prebend of Neuenfeld Werthyng (*rectus Wertlyng*) and Hoo in the kfc of Hastynges, on an exchange with W. Aston (29 May 1393)” —*C.P.R.*, 1391-96, p. 275 (Cf. also *Ibid.*, p. 287.) この “Aston” がもし同一人物であるとしても、ヘイスティングズの王立自由礼拝所

に聖職禄をもっていたことが知られるに過ぎない。しかも彼は同礼拝所の単なる参事会員であり、参事会長ではなかった。

ここでウィリアムの後継者を確認しておきたい。まずレダンの一覧表には次のように書かれている。

◎ William de Assheton,
appointed 1390, occurs 1391-2 and 1396

◎ Thomas de Langley,
appointed 1395 (?)

レダンによれば、ウィリアムの在任は1396年まで確認される。しかし一方にはトマスがその前年に任命されたという史料もあり、念のためそれに言及しておいたということであろう¹⁾。疑問符はレダンの否定的な見解を示している。筆者の判断としては、むしろトマスを削除したい。

[G 20] “Order to induct Thomas Stanley or his proctor to the deanery of the kfc of SMGL …… an exchange between W. de Assheton dean of the said chapel …… and the said Thomas parson of Boseworth [dioc. Lincoln] …… (25 Mar. 1399)” —C.C. R., 1396-99, p. 442.

これによればウィリアムの在任は1396年ではなく99年まで確認しうる。レダンの論稿ではこの史料が看過されている。トマス＝ラングリがウィリアムとトマス＝スタンリとの間に介在しうる余地はない、と考えたい²⁾。

1) Reddan, *op. cit.*, p. 565, n. 249. なおレダンがトマスに言及したのは、W. Dugdale, *Monasticon Anglicanum* の記述に基づいている。トマスの任命が仮に事実であるとすれば、それが何らかの理由で取消され、ウィリアムが留任したという可能性も考えられよう。

2) トマスは国王秘書官・王印長官・大法官を歴任し、聖職者としては後にダラム司教に昇格しさらに枢機卿にも就任する。

(35) **Thomas de Stanley**

◎ SMG 参事会長 : 25 Mar. 1399—10 Dec. 1402

○ treasurer and victualler of Calais : 1395¹⁾

○ keeper of the rolls of Chancery : 1397—99²⁾

○ chancellor of the duchy of Lancaster : 1405³⁾

◎ papal chaplain : 1396⁴⁾

◎ 司教座聖堂参事会長 Wells : 1401⁵⁾

◎ 王立自由礼拝所参事会長 Wolverhampton : 1406⁶⁾

SMG 参事会長の就任時期は、前出 [G 20] から判明した。彼の参事会長在任期間は、リチャード2世の治世末年からヘンリ4世治世の当初3年間に相当する。すなわち彼は、プランタジネット朝からランカスタ朝への王朝交替後にもその職に留まった。

[G 21] “Grant to the kc Th. Tuttebury of the deanery of the kfc of SMGL, void by the resignation of Th. Stanley (10 Dec. 1402)” —*C.P.R., 1401-05*, p. 185.

これから知られるように、参事会長交替は「辞任」によるものであったが、この辞任は失脚あるいは左遷を意味するものではない。上記の通り彼はその後ランカスタ公領の大法官に就任する。

1) *C.P.R., 1391-96*, p. 620.

2) Tout, *op. cit.*, IV, 51.

3) *Ibid.*, loc. cit.

4) “To Mr Thomas Stanle [*sic*], priest, of the diocese of Coventry. The like [conferring on him the dignity of papal chaplain] with the usual privileges (18 May 1396)” —*Cal. Pap. Reg. Let.*, IV, 297.

5) Tout, *op. cit.*, loc. cit. Cf. also “Whereas the pope has provided the kc Th. de Stanley with the deanery in the church of St Andrew, Wells, and the latter has accepted the deanery and obtained possession; the king pardons the trespasses in this and confirms his estate therein (4 Mar. 1403)” —*C.P.R., 1401-05*, p. 209. これによれば、ウェルズの事会長職は教皇からの直任によって与えられている。

6) C.P.R., 1405-08, p. 206.

* * * * *

王朝の交替それ自体が SMG の歴史にとっても決定的な転機になったとはいえないが、ここで第 20 代から第 35 代まで 16 名の参事会長について概略の総括を試みよう。すでに再三にわたって述べたように、タウトは SMG 参事会長職と納戸庁官僚との特異な関係を指摘し、13 世紀・14 世紀には納戸庁官僚がこの参事会長職に対してあたかも「世襲的な権利」をもっていたという。またこの両者の「緊密な関係」も 14 世紀にはもはや前世紀の水準に及ばない、ということである¹⁾。本節で扱われた 16 名の参事会長は、いずれも 14 世紀中に任命されている。従ってまずタウトの指摘との関連において、14 世紀の参事会長 16 名の経歴の要点を概観しておこう。なお KC の経歴については、あらためて述べるまでもなくこれら 16 名の全員について確認される。

1) Tout, *op. cit.*, II, 15, n.l.

参事会長就任の以前・以後を問わず納戸庁での職歴が確認されるものは、16 名中 5 名である (20, 26, 27, 29, 33)。しかも 5 名中 4 名は納戸庁長官である (20, 27, 29, 33)。前節では 10 名中の 4 名が納戸庁関係者であった。前節と比較して納戸庁関係者が比率において低下していることは否定しえず、その点ではまさにタウトの指摘の通りであるといえよう。

財務府の関係者は 16 名中やはり 5 名である (20, 27, 29, 31, 33)。しかし長官はその 5 名中の 2 名に過ぎない (20, 27)。ほかに大法官府の関係者は 3 名 (28, 30, 35) であり、そのうちウィリアム (28) だけが大法官にまで昇任した。また王印長官は 2 名であった (28, 30)。

この時期における一つの特色として、さほどの高官ともおもわれない人物いわば「非高官」が 6 名にもものぼる、という事実を指摘しておきたい (21, 22, 23, 24, 25, 34)。しかもこれらのうちの 5 名が 1317 年から

1345年までの28年間に集中している。その理由については別の機会に検討することとして、ここでは単にその事実を指摘するだけに留めざるをえない。なお国王秘書官の経験者3名の存在にも注目しておきたい(28, 31, 32)。

聖職との関連でいえば、合計3名が司教補佐にまで昇格した(31, 32, 33)。しかし司教昇格者はわずかに4名をかぞえるに過ぎない(20, 28, 30, 32)。上記の6名の「非高官」は、聖職者としてもSMG参事会長が最高位かとおもわれる(21, 22, 23, 24, 25, 34)。これらの「非高官」は、聖職の面においてもさほどの高位に到達していない。前節ではSMG参事会長の経験者について、官僚としての栄達と聖職者としての栄達との間に密接な関係が確認された。その関係はこの節でもあらためて確認された、といえよう。

前節の末尾で述べたように、14世紀にはSMGの威信あるいはSMGに対する評価が低下したという印象が残る。しかしそれはあくまでも13世紀以前との比較によるものであって、他の同種の王立自由礼拝所との比較によるものではない。他の教会との比較は本稿(下)でなされる。

本稿(中)の冒頭で述べたように、SMGの歴代参事会長の総数は46名である。これまでにそのうちの35名について検討を終えた。最後の11名については次節で扱われる。

[未完]

[訂正]

本稿(上)に校正もれがあった。たとえば次の2例などでは[s]を削除すべきであった。遅ればせながら追記して訂正する。

p. 55 College of St Martin's-le-Grand

p. 63 Church of St Botolph's without Aldersgate